	の　0.02970
	AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）
	AE_{16} ＝ 0.003
	AE_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AE_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AE_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AE_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01275 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01782
	AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 16 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）
	AG_{16} ＝ 0.005
	AG_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.019 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AG_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

	の　0.02976
	AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）
	AE_{15} ＝ 0.006 AE_{16} ＝ 0.003
	AE_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AE_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AE_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.011 イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AE_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01278 イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01785
	AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 15 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）（林野水産行政費における林業及び水産業の従業者数がない団体のみ適用する。）
	AG_{15} ＝ 0.010 AG_{16} ＝ 0.005
	AG_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020 イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000
	AG_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019